

公益財団法人山田満育英会
奨学生募集要項

趣旨

当財団は、「医療機器業界の発展に寄与する学生を支援する」という設立者 山田満の思いから、医学・工学・理学などの分野における向学心に燃える学生に対して、勉学や専門知識・技術の修得を支援するため奨学金の支給をおこなっています。

つきましては今年度の奨学生を以下の通り募集いたします。

1. 募集期間

2021年4月1日（木）～5月31日（月）※当日消印有効

2. 募集人数

30名程度

同一大学・大学院につき1～3名程度の募集とします

3. 応募資格

- ①国内の大学・大学院に在籍している者で、当財団の支援の目的である医学・工学・理学の分野に修学している者（※通信教育課程は含みません）
- ②人物・学業について優秀で、経済的な理由により修学が困難であると認められる者
※経済状況については、世帯の合計が以下に当てはまる方が対象となります
 - ・給与所得者・・・900万円以下
 - ・給与所得以外・・・416万円以下
- ③大学長等の推薦を受けた者

4. 給付金額および給付時期・奨学金の種類

- ①奨学生に学資奨学金として、月額2万円を支給します
※採用決定年度の8月・12月にそれぞれ12万円ずつの支給となります
- ②本奨学金は原則、返還することを要しません
- ③他団体の奨学金との併用は可能です

5. 応募方法

申請に必要な書類を当財団へ提出してください（新規で申請をされる方、昨年度以前からの継続申請の方で必要な書類が違いますのでご注意ください）

※大学時に当財団の奨学生として採用され、大学院へ進学し引き継ぎ給付を希望される方は、新たに「新規申請」をおこなってください。また継続申請者は、前年と同等の所得基準および学業成績基準を満たしていることを条件とします。

新規申請者提出書類

①奨学金給付申請書（新規用）

※申請書はホームページからダウンロードできます

学長による推薦、および指導教官からの推薦理由が必要になりますので
記入漏れのないようご注意ください

②履歴書

※フォーマットはホームページからダウンロードできます

必ず顔写真を貼付してください

③在学証明書（コピー不可）

④成績証明書（コピー不可）

※成績は前年度分（2020年度後期終了時点のもの）を提出してください

- ・大学1年生は高校3年生時のもの（評定平均がわかるもの）
- ・大学院1年生は大学4年生時のもの
- ・高等学校卒業程度認定試験を経て入学した大学1年生は、決定通知書を提出してください

⑤父母等家計を支えている者の所得（世帯の合計）が証明できるもの（コピー可）

給与所得者 → 所得証明書または源泉徴収票

給与所得以外 → 所得証明書または確定申告書等

⑥課題作文：テーマ「医療機器業界の現状」を読んで感じたこと

「医療機器業界の現状」と作文用紙はホームページよりダウンロードし、
作文用紙のみを提出してください（作文用紙が複数枚にわたる場合は
コピーしてお使いください）

※ご自身の研究テーマとの関連性を踏まえて書かれることを推奨します

継続申請者提出書類

①奨学金給付申請書（継続用）

※申請書はホームページからダウンロードできます

②成績証明書（コピー不可）

※前年度分（2020年度後期終了時点のもの）を提出してください

③父母等家計を支えている者の所得（世帯の合計）が証明できるもの（コピー可）

給与所得者 → 所得証明書または源泉徴収票

給与所得以外 → 所得証明書または確定申告書等

6. 選考について

提出された書類から成績・経済状況・作文の点数を総合的に判断し、当財団の選考委員により審査・決定をおこないます

(今年度より、継続での採用枠は募集総数の4分の3までの順位の方とします)

7. 奨学生の決定および通知

選考結果は7月末までに採否決定通知書により、在籍する大学を経由して申請者全員に通知します

8. 奨学金の給付

奨学金は支給月額2万円を6ヶ月分合計した金額(12万円)を、8月・12月に本人が指定する金融機関の口座へ振込します

前期：4～9月分(2万円×6ヶ月分=12万円)

採用決定後、8月末日までに支給します

後期：10～翌年3月分 (2万円×6ヶ月分=12万円)

前期分の成績証明書を受領後、12月中旬より順次支給します

9. 奨学金の給付休止または打ち切り

(1) 以下の項目に該当する場合は奨学金の給付を休止するものとします

- ①長期にわたって大学・大学院を欠席または休学したとき
- ②学業成績が不良となったと認められるとき
- ③学業に対する取り組み意欲に欠けると認められるとき
- ④その他奨学生として不適當であると認めたとき

(2) 以下の項目に該当する場合は、在学大学長等の意見を聴取して奨学金の給付を打ち切ることがあります

- ①申請資格に規定する要件を欠くに至ったとき
- ②正規の理由がなく休学したとき
- ③傷病のため学業遂行の見込みが無くなったと認められるとき
- ④学業成績または品行が著しく不良となったと認められるとき
- ⑤在籍する大学・大学院で処分を受けた時
- ⑥上記に掲げるものの他、奨学生として不適當になったとき

10. 奨学金の返還

①奨学生が誓約書に著しく違背する行為を行ったときは、奨学金の返還を請求することがあります

②返還が滞った場合には、当財団は身元保証人に請求することがあります

11. 学業成績表の報告

奨学生は、学業成績が発表されたとき（申請書提出時・前期成績発表時の年2回）に、学業成績表を当財団代表理事宛に提出してください

12. 個人情報保護に関する事項

当財団がこの奨学金給付申請に関して取得する個人情報は、選考作業や受給者の決定通知など本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います

13. 奨学生の卒業後の就職その他一切については本人の自由とします

本件に関するお問い合わせ・申請書の送付先

〒540-0036

大阪府中央区船越町1丁目6-6 レナ天満橋7階

公益財団法人山田満育英会 事務局

電話 06-7176-9386

ホームページ <http://yamadamitsuru-ikuei.org/>